

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（横山利秋君外五名提出、第八十九回国会衆法第六号）
国籍法の一部を改正する法律案（土井たか子君外六名提出、第八十九回国会衆法第二号）
犯罪被害補償法案（沖本泰幸君外二名提出、衆法第二号）
刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（沖本泰幸君外二名提出、衆法第三号）
法務行政、検察行政、国内治安及び人権擁護に関する件

○木村委員長 これより会議を開きます。
国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政の適正を期するため、本会期中
裁判所の司法行政に関する事項
法務行政及び検察行政に関する事項
並びに

国内治安及び人権擁護に関する事項
について、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、国政調査を行うため、議長に対し、承認を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○木村委員長 法務行政、検察行政、国内治安及び人権擁護に関する件について調査を進めます。
この際、法務行政等の当面する諸問題について、倉石法務大臣から説明を聴取いたします。倉石法務大臣。

○倉石国務大臣 委員各位には、平素から法務行政の適切な運営につきまして格別の御尽力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

この機会に法務行政に関する所信の一端を申し上げます。

述べ、委員各位の深い御理解と格別の御協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年十一月法務大臣に就任いたしました以来、所管行政の各般を見てまいりましたが、今日、内外の諸情勢がきわめて厳しいこの時期におきまして、わが国の国民生活が安定いたしてあります大きな原因の一つは、その基盤とも言うべき法秩序が揺るぎなく維持され、国民の権利がよく保全されていることにあると痛感いたしております。私は、この法秩序の維持と国民の権利の保全という法務行政の使命の達成のために、今後とも全力を傾注いたし、国民の信頼と期待にこたえよう、誠心誠意、その職責を尽くしてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以下、私が考えております当面の施策について要点を申し上げます。

まず、第一は、法秩序の維持についてであります。

わが国における最近の犯罪情勢は、おおむね平穩に推移しつつあると認められますものの、内容的には、凶悪殺傷事犯、暴力団関係事犯、覚せい剤事犯等が依然として後を絶たないばかりでなく、大規模な金融関係事犯、公務員による不正事犯、いわゆる過激派分子による各種不法事犯等多数発生を見ており、その趨勢には、引き続き警戒を要するものと存じます。

私は、これらの不法事犯に対処するため、関係諸機関との緊密な連絡協調のもとに、検察体制の整備充実と十全の意を用いて厳正な検察権の行使に遺憾なきを期し、もって、法秩序の維持に必要の努力を傾注する所存であります。

次に、立法関係についてであります。いわゆる航空機騒音の再発防止対策の一環として、収賄罪の法定刑の引き上げ等を内容とする刑法の一部を改正する法律案を今国会に改めて提出したほか、国際犯罪に関する捜査共助法制の整備についても鋭意検討を進めております。

第二は、矯正及び更生保護行政の充実についてであります。

犯罪者及び非行少年の改善更生につきましては、刑務所、少年院等における施設内処遇と実社会における社会内処遇とを有機的に連携させることに努め、その効果を高めてまいりたいと存じます。そのためには、まず施設内処遇の実態につき広く国民の理解を得るとともに、良識ある世論を模範とし、時代の要請にこたえ得る有効適切な処遇の実現に努め、他方、社会内処遇におきましては、保護観察官の処遇活動を一層充実させるとともに、保護司等の民間篤志家との協働態勢を強化し、犯罪者等の社会への受け入れ態勢を十分整えるとともに、処遇方法を多様化して有効適切な保護観察を行い、その改善更生の実を上げるよう努める所存であります。

なお、監獄法改正作業につきましては、目下、法制審議会において審議中であり、速からず答申が得られるものと期待しておりますが、答申を得た後、所要の手続を経て、できる限り速やかに改正法案を国会に提出したいと考えております。

第三は、民事行政事務等の充実についてであります。

一般民事行政事務は、登記事務を初めとして量的に逐年増大し、また、質的にも複雑多様化の傾向にあります。これに対処するため、かねてから種々の方策を講じてきたところであり、今後とも人的物的両面における整備充実を努めるとともに、組織・機構の合理化、事務処理の効率化・省力化等に意を注ぎ、適正迅速な事務処理体制の確立を図り、国民の権利保全と行政サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。

なお、民事関係の立法につきましては、配偶者の相続分の引き上げ等に関する民法の改正について、かねてから法制審議会において審議を行ってまいりましたが、近くその答申がなされる見通しとなり、その答申が得られ次第、速やかに関係法律案を提出して、審議をお願いしたいと考えております。

次に、人権擁護行政につきましては、国民の間に広く人権尊重の思想を普及させるため、地域社

会に根差した人権擁護委員制度の充実を図り、さらに、各種の広報手段による啓発活動のほか、人権相談や具体的な人権侵害事件の調査処理を通じて、国民の人権意識の一層の高揚に努めてまいりたいと存じます。そのためには、関係各省庁等と緊密な連携をとりながら、今後とも積極的な啓発活動の継続、その根柢に寄与したいと考えております。

次に、訟務行政につきましては、国の利害に関係のある争訟事件は、最近の社会情勢を反映して、社会的、法律的に新たな問題を含む複雑困難なものが増加してきておりますので、今後とも一層事務処理体制の充実強化を図り、この種事件の適正円滑な処理に万全を期するよう努めてまいりたいと存じます。

最後に、出入国管理行政についてであります。わが国主要空港における出入国者数は引き続き増加しておりますが、特に最近、地方空港を利用する出国者数の増加が顕著に伸びております。また、在留外国人の活動範囲も次第に広範となり、出入国管理及び外国人の在留管理に関する業務はますます重要なものとなりつつあります。

加えて、いわゆるインドシナ難民対策や難民の地位に関する条約に加入する動きとの関連において考慮すべき施策は、本行政の当面する課題となっております。

法務省といたしましては、これら諸情勢に対応して国際協調を図りつつ、今後ともわが国の出入国管理行政に課せられた使命の円滑・適正な運営に努めてまいりたいと存じます。

なお、法務省の施設につきましては、昨年に引き続き整備を促進し、事務処理の適正化と職員の仕事環境の改善を図りたいと考えております。以上、法務行政の当面の施策について所信の一端を申し述べましたが、委員各位の御協力、御支援を得まして、重責を果たしたい所存でありますので、どうかよろしく御願い申し上げます。

○木村委員長 この際、委員長から申し上げますが、昭和五十五年度法務省関係予算及び昭和五十

五年度裁判所関係予算につきましては、お手元に配付してあります関係資料をもって説明にかえさせていただきますので、御了承願います。

○木村委員長 次に、内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、同じく刑法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。政府から、順次趣旨の説明を聴取いたします。倉石法務大臣。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
刑法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○倉石国務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の員数を増加しようとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、裁判官の員数の増加であります。これは、地方裁判所における特殊損害賠償事件、差止訴訟事件、民事執行法に基づく執行事件、覚せい剤取締法違反等刑事事件及び労働関係民事・行政事件の適正迅速な処理を図るため、判事の員数を二十二名増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数の増加であります。これは、地方裁判所における特殊損害賠償事件、差止訴訟事件、民事執行法に基づく執行事件、覚せい剤取締法違反等刑事事件及び労働関係民事・行政事件、家庭裁判所における家事調停事件並びに簡易裁判所における民事調停事件の適正迅速な処理を図るため、裁判官以外の裁判所の職員の員数を十五名増加しようとするものであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、刑法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明いたします。

この法律案は、単純収賄、事前収賄、第三者収賄、事後収賄及び斡旋収賄の各罪の法定刑の長期をそれぞれ五年に引き上げること、受託収賄罪の法定刑の長期を七年に引き上げること並びに斡旋贈賄罪の法定刑中、懲役の長期を三年に、罰金の多額を五千元（罰金等臨時措置法第三条第一項第一号により百万円）にそれぞれ引き上げることとを内容とするものであります。

なお、単純収賄、事前収賄、第三者収賄、事後収賄及び斡旋収賄の各罪の法定刑の長期を五年に引き上げることにより、これらの罪の公訴時効の期間が現行の三年から五年に延長されることとなります。

このように、収賄罪等の法定刑を引き上げる法改正を行うことは、近時、贈収賄事件が増加し、かつ、悪質化する傾向にある実情にかんがみ、この種事犯に対し、事案に応じた適切な科刑の実現を図り、かつ一般予防的效果を期するため、きわめて緊要なことであると考へ、この法律案を提出することとした次第であります。

以上が刑法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○木村委員長 これにて両案に対する趣旨の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○木村委員長 次に、第八十九回国会横山利秋君外五名提出、政治亡命者保護法案、第八十九回国会横山利秋君外五名提出、最高裁判所裁判官任命

諮問委員会設置法案、第八十九回国会横山利秋君外五名提出、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案、第八十九回国会横山利秋君外五名提出、刑法の一部を改正する法律案、第八十九回国会横山利秋君外五名提出、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、第八十九回国会土井たか子君外六名提出、国籍法の一部を改正する法律案、沖本泰幸君外二名提出、犯罪被害補償法案及び沖本泰幸君外二名提出、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案の八法律案を議題といたします。

提出者から、順次趣旨の説明を聴取いたします。横山利秋君。

政治亡命者保護法案
最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案
最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案
刑事訴訟法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○横山議員 ただいま議題となりました政治亡命者保護法案についてその趣旨を御説明申し上げます。

一九四八年の世界人権宣言は、人類の基本的権利と自由を平等に享受することを明らかにし、国連はあらゆる機会に難民に対し深い関心を示し、この基本的権利と自由を可能な限り最大限に難民に与えようと努力し、また難民の地位に関する国際条約の批准を全世界に求めています。

近代国家としてわが国が求めているのは、世界の趨勢にかかわらず難民条約の批准を怠り、国会に条約等を提出しないことは遺憾なことと言わなければなりません。

数年来、わが国に庇護を求めて入国した外国人や強制送還を拒否して訴訟を起こした外国人など

があり、その都度政治問題化しております。わが党はこの課題にこたえて、一九六九年及び七七年の二度にわたって国会に法案を提案いたしました。が、成立には至りませんでした。

この際、政治亡命者の在留資格など最小限度の要点について、難民条約の批准前といえども法定することが緊要と考へ、本法案を提出した次第であります。

以下、法案の概要について御説明申し上げます。

第一に、法の目的として世界人権宣言第十四条の規定の趣旨にかんがみ、政治亡命者の保護を図るため、これに対する在留資格の付与その他必要な事項について、出入国管理命令等の特例を定めることとしたしております。

第二に、政治亡命者の定義は難民条約と同様とし、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団への所属、または政治的思想を理由として自国において迫害を受けるおそれがあるため、自国の外にあり、自国の保護を受けることができず、または自国の保護を受けることを望まない者としております。

第三に、本邦にある外国人は永住許可者を除き、すべて政治亡命者としての在留資格の取得ができるものとし、不法入国者、不法残留者なども法務大臣へ申請することによって在留資格を取得できることとしております。

第四に、申請に対する許可または不許可の処分があるまでの間、不許可の処分に対する出訴期間及び当該処分についての取り消し訴訟の提起後六十日間は本邦から退去させることができないものとしております。

第五に、政治亡命者といえども一定の場合には退去強制を求めるものとしておりますが、その事由は出入国管理令二十四条に比して著しく限定しております。

第六に、右の場合の送還先については、迫害を受けるおそれのあるときは本国に送還せず、本人の希望する国としております。

第七に、政治亡命者としての在留資格を取得した者については、当該在留資格の取得前の不法入

国等の行為は処罰しないものとしております。
その他、在留資格の変更、更新など、所要の規定をしております。以上が本法案の趣旨であります。

何とぞ御審議の上、御賛同あらんことをお願い申し上げます。

最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案について、提案の趣旨を御説明いたします。

最高裁判所は、終審としての違憲立法審査権、規則制定権、最高の司法行政権を有する司法裁判所であり、司法権の独立と裁判の公正を保持し、基本的人権を保障すべき責務を全うするために、当然の事理として最高裁判所裁判官の選任人事は慎重かつ適正に行われなければなりません。そしてその選任人事が慎重かつ適正に行われたことを国民が理解し、納得するのでなければ司法は国民的な基盤を失うことになり、その権威の保持は期待できません。

しかるに、現行法上最高裁判所裁判官の指名または任命は、内閣の自由裁量であり、しかも国民はその選任人事が慎重かつ適正に行われたかどうかを知ることができません。これらは明らかに法の不備であり、重大な欠陥であります。

よって、この法の不備、欠陥を是正する必要があります。

なお、一九四七年に、裁判官任命諮問委員会が設置されたことがありますが、その委員会の構成及び運営は政令にゆだねられていたため、その成果は期待に十分こたえられませんでした。翌一九四八年に同委員会は廃止されるに至りました。この経緯を踏まえ、諮問委員会の設置はもちろん、その構成と運営についても法律をもって定めておく必要があると考えます。

右の理由により本法案を提出するものであります。

次に本法案の要旨を申し上げます。
第一に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会の設置だけでなく、その組織・運営についても法律をもって具体的に規定しております。

第二に、裁判所法第三十九条第四項として、内閣は、最高裁判所裁判官の任命または任命を行うには、最高裁判所裁判官諮問委員会に諮問しなければならないこととしております。

第三に、任命諮問委員会は、委員二十人をもって組織することとしております。

その内訳は、衆参両院議長、最高裁判所長官、検事総長、日本弁護士連合会会長及び最高裁判所指名の裁判官五名、日本弁護士連合会指名の弁護士五名、さらに内閣指名の学識経験者二名、日本学術会議指名の学識経験者三名、以上のとおりとなっております。

第四に、任命諮問委員会が答申する候補者の数は、内閣の任命権と同委員会の権威保持との調和を考慮して、最高裁長官については二人以内、最高裁判事については任命予定者の二倍以内としております。

第五に、任命諮問委員会は、裁判官の適任者として候補者を推薦するに至った理由を、内閣に答申すると同時にこれを広く国民の前に公表することとしております。

以上が本法案の提案理由並びに要旨であります。何とぞ御賛同あらんことをお願いいたします。

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明いたします。

憲法第七十九条は最高裁判所の長官及びその他の裁判官について、国民に直接その適否を問う国民審査の制度を規定しています。これは、主権者である国民の監視によって、民主的で公正な裁判を保障する重要な制度であります。つまり憲法が内閣に最高裁判所長官の指名権及びその他の裁判官の任命権を認めながら、直接国民の審査に服さなければならぬとしたことは、最高裁判所が憲法と人権の守り手として非常に重要な役割を担っていることからみても当然のことであります。

れ、政治権力に追従、迎合する判決が近年目立つており、司法の反動化はいまや熟過できない状況に至っています。

このような司法の危機を打開するためにも、不合理な投票方法をとっている現行の国民審査法を改め、主権者である国民の権利行使の一つであるこの制度を充実させることは焦眉の急であります。すでに、第七十一国会の本委員会において「政府は、最高裁判所裁判官国民審査の方法等について検討すべきである。」との全会一致の附帯決議を採決しているのも、この制度の改善が国民の大きな要求となっているからであります。

右の理由により本法律案を提案するに至った次第であります。

次に本法律案の要旨を申し上げます。

第一は記載方法の改善であります。

現行国民審査法は罷免を可とする裁判官に×印を記載することを認めているだけで、その他の白票はそれがたとえ棄権の意思を込めたものでも、すべて罷免を可としない票とみなされるというきわめて不合理、非民主的な方法であります。

そこで本法律案は、国民の意思を正しく反映させるために、罷免を可としない裁判官には○印、罷免を可とする裁判官には×印を記入することとし、無記入投票は棄権とみなすことにより、棄権の自由を保障するものとしております。

第二は点字投票の改善であります。

点字投票について、現行では視力障害者の審査権が行使しにくい面があるので、これを是正するため点字で印刷された用紙を準備し、通常の投票に準じて決められた記号を記入するだけで意思を表示し得るものとしております。

第三は罷免成立の有効投票率の引き上げであります。

投票方法の変更に伴って、罷免が成立する有効投票率を改め、現行有権者総数の百分の一を、百分の十に引き上げることにより、棄権が大量に出た場合、少数の罷免票で罷免されることの弊害を除いています。

以上が本法律案の提案理由並びに要旨であります。何とぞ御賛同あらんことをお願いいたします。

刑法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、汚職防止を目的とする改正と、尊属殺重罰規定の削除等を目的とする改正の二件を一本の法律案にまとめたものであります。

初めに、汚職防止を目的とする改正につき趣旨を御説明申し上げます。

御承知のように、現行刑法百九十七条の四の斡旋取賄罪は、公務員が他の公務員に、不正な行為をさせ、または相当な行為をさせないようすることを、他人から請託を受けてしたとき、その報酬として賄賂を受け取り、または要求したり約束したときに三年以下の懲役に処することになっております。

この三年を五年に改正するなどを内容とした刑法改正案が、政府より国会に上程されていますが、与党内の意見不統一のため野党の賛成にもかかわらず継続審議となっています。

ところで、現行法の適用を免れるため国会議員等が、その後援会その他の団体等第三者に賄賂を供与させるケースが多いのであります。

このような事例に対処するため、改正刑法草案は、第四百四十二条に周旋第三者取賄を新たに設けておりますが、本法律案の内容の第一は、それをそのまま「斡旋第三者取賄」として提案したものであります。

本法律案と同じ内容の案が昭和五十一年十一月ロッキード問題閣僚連絡協議会で合意され、他の諸問題とともに発表されましたが、その後放置されたままとなっています。

ところで、本法律案の斡旋第三者取賄罪について若干の意見がないとは言えません。

第一に、公務員特に公選された政治家は、有権者の依頼を受けて民主的な活動をするのもあり、その場合、他の公務員に働きかけて依頼を実現させることも考えられると思うが、その行動を

不当に制限することになりはしないか、ということとあります。

第二に、政治家が後援会等に寄付または献金をさせることが、この改正案に該当した場合、違法となり罰せられるのであるが、一方、実行した公務員は、行政処分を受けることはあつても刑法による処罪は受けないのは、公平を欠くのではないか、ということとあります。

右の意見の第一については、政治家の民主的活動は多岐にわたっているが、本法律案にあるように「不正ノ行為ヲ為サシメ又ハ相当ノ行為ヲ為サザラシム可ク」他の公務員に働きかけることは、民主的社会において、してはならないこととあります。

いわんやそれによる報酬・賄賂を後援団体等に寄付させることによって、事実上自己の所有に帰することは恥すべき行為といわなければならぬ、と考えます。

第二の意見について、「不正ノ行為ヲ為サシメ又ハ相当ノ行為ヲ為サザラシム可ク」働きかけられ、その行為をした公務員は、たとえば、国家公務員法等の処分を受けるが、この場合賄賂を受け取つていなかったとすれば、あつせしめた公務員すなわち政治家と比べて責任が軽いことは当然なことと云えるのであります。

ロッキードに続いてグラマン、ダグラス等航空機汚職はこの種の第三者収賄をどう考えるか、現行法で防止できるかという問題を提起していただきます。

また、ロッキード等の汚職の問題の一つは賄賂を受けた者の職務権限があるか否かであり、また、仮に職務権限がない場合には、刑法百九十七条ノ四の斡旋収賄罪が適用される可能性も考えられます。しかし、その場合でも賄賂が本人でなく第三者に供与されているとすれば罪とならないわけであり、是正される必要がありま

さらに、最近の汚職が国際的事件であるにかなり、日本国民が、国外で犯すこの種事件につ

ても、処罰規定を設ける必要があります。よつて、現行刑法三条及び四条の国外犯規定を改正して、この種事案も国内犯同様適用することにしました。

改正の要旨は次のとおりであります。

第一に、斡旋第三者収賄罪の新設であります。公務員が請託を受けて、他の公務員にその職務上不正の行為をせしめさせた行為をさせないようにあつせしめることまたはあつせしめたことの報酬として、第三者に賄賂を供与させ、またはその供与を要求し、もしくは約束したときは五年以下の懲役に処するものとすることとあります。

第二に、斡旋第三者賄賂罪を規定します。

すなわち、前項の賄賂を供与し、またはその申込みもしくは約束をした者は三年以下の懲役または五千元以下の罰金に処するものとすることとあります。

第三に、国外犯規定の整備であります。

すなわち、斡旋第三者収賄罪を刑法第四条の国外犯とすることと同時に、賄賂罪を刑法第三条の国外犯とすることとあります。

第四に、賄賂罪の法定刑の引き上げであります。

すなわち、単純収賄、事前収賄、第三者収賄、事後収賄及び斡旋収賄の各罪に法定刑の長期をそれぞれ五年に引き上げること、また、受託収賄罪の法定刑の長期を七年に引き上げること、並びに斡旋賄賂罪の法定刑中、懲役の長期を三年に、罰金の多額を五千元に引き上げることとあります。

次に、尊属殺重罰規定の削除等を目的とする改正につき趣旨を御説明申し上げます。

最高裁判所は昭和四十八年四月四日、昭和二十五年の旧判例を変更して、尊属殺人に特に重罪を科している刑法二百条は違憲無効であり、尊属殺人についても普通殺人罪の規定である同法第九十九条を適用するはかばかしいことを示しました。これは、最高裁が憲法第八十一条に定められた違憲立法審査権に基づき、現行法の規定を違憲無効とした最初の判例でありました。

日本国憲法第十三条は、「すべて国民は、個人として尊重される」べきことを規定しています。が、これは個人の尊厳を尊重し、すべての個人について人格価値の平等を保障することが民主主義の根本理念であるという基本的な考え方を示したものであり、法のものと平等を定めた憲法第十四条一項も、右の基本的な考え方に基づき、これと同一の趣旨を示したものであります。

近代国家の憲法がひとしく右の意味での法のものと平等を尊重、確保すべきものとしたのは、封建時代の権威と隷従の関係を打破し、人間の個人としての尊厳と平等を回復し、個人がそれぞれ個人の尊厳の自覚のもとに平等の立場において相協力して、平和な社会、国家を形成すべきことを期待したものにはかなりません。日本国憲法の精神もここにあるものと解すべきであります。

刑法第二百条の尊属殺人に関する規定が設けられるに至った思想的背景には、封建時代の尊属殺人重罰の思想があるものと解され、同条が、配偶者の直系尊属を殺した場合でも刑を加重するのは旧憲法下の家の観念を存続させるものであります。

ところが、日本憲法は、封建制度の遺制を排除し、家族生活における個人の尊厳と両性の本質的平等を確立することを根本のたてまえとし、この見地に立つて民法の改正を行ったのであります。

この憲法の趣旨に徴すれば、尊属がただ尊属なるがゆえに特別の保護を受けるべきであるとか、本人のほか配偶者を含めて卑属の尊属殺人はその背徳性が著しく、特に強い道義的非難に値するとかの理由によつて、尊属殺人に関する特別の規定を設けることは、一種の身分制道徳の見地に立つものといふべきであり、前述の旧家族制度的倫理観に立脚するものであつて、個人の尊厳と人格価値の平等を基本的な立脚点とする民主主義の理念に抵触するものと言えます。

諸外国の立法例において、尊属殺人重罰の規定を廃止する傾向にあるのも、右の民主主義の根本

理念が浸透してきたからであります。

親子の情は美しく、自然であります。だが、それは個人の尊厳と人格価値の平等の原理の上に立つて、個人の自覚に基づき自発的に守られるべき道徳であつて、法によつて強制すべきではありません。強制的に成立する制度がいかにしろいかに歴史が示しています。

普通殺人と区別して尊属殺人に関する規定を設け、尊属殺人なるがゆえに差別的取り扱いを認めること自体が民主主義の根本理念に抵触し、直接には憲法第十四条一項に違反するものであります。刑法第二百条だけではなく、尊属傷害致死に関する刑法第二百五条二項、尊属遺棄に関する刑法第二百八条二項及び尊属の逮捕監禁に関する刑法第二百二十条二項の各規定も、被害者が直系尊属なるがゆえに特に加重規定を設け差別的取り扱いを認めたものとして、いずれも違憲無効の規定であります。

この理由により、本改正案では右に準示した諸事項を全面的に削除することとしております。

以上が本法律案の趣旨であります。何とぞ御審議の上御賛同あらんことをお願い申し上げます。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案について提案の趣旨を御説明申し上げます。

わが国において人権意識はようやく高まりを見せているとは言ふものの、国内の人権保障の現実には、なおほなほ危険なものがあります。身に覚えのない事件のために逮捕され、裁判でも有罪の判決を受ける者、場合によっては死刑の執行におびえながら無実を訴え続ける者も少なからずいのであります。もしも無実の者が国家権力により処罰されるとすれば、およそこれに過ぐる不幸、これにまさる残酷があり得るではありませんか。このような冤罪者を救済することなくして、人権擁護も民主主義も存在しないのであります。

一般世人からは、神のごとく至公至正と見られる刑事裁判においても、不幸にして誤判の数の決して少なくないことを裁判の歴史は示しています。著名な冤罪事件として知られる松川事件、八

海事件、仁保事件にしても、三審制の中で二度ないし三度にわたって有罪・死罪の判決がなされた後に、辛うじて最高裁の段階で救われたのであります。また、三審制度の中ではついに有罪が確定し、服役を終わった後において、再審の結果無罪を獲得したものに、最近においては弘前事件、加藤老事件、米谷事件があります。これらはいずれも厳正を生命とする裁判においても、ときに誤判のあり得ることを例証しています。しかも弘前事件、米谷事件は、真犯人がみずから名乗り出ることによって、ようやく再審開始に至ったのであります。

もって再審開始のいかに困難なるかを想像し得るであります。

また、昭和五十四年に入ってから死罪確定の事件のうち、財田川事件、免田事件及び松山事件で再審開始の決定がなされるに至りました。これらは、即時抗告、または特別抗告がなされたことにより、いまだ再審の審理が開始されてはおりませんが、死罪確定の事件の中にさへ誤判の可能性が存するという深刻な事態を明らかにしております。

日本国憲法は全文百三条のうち、第三十一条から第四十条に至る実に十カ条にわたって被疑者・被告人の人権保障を規定しておりますが、これは戦前・戦中の司法のあり方を根本的に改善する必要に迫られたからであります。憲法の規定を受けて一九四九年に施行された新刑事訴訟法も、個人の基本的な人権保障の観点から抜本的な改正がなされておりますが、刑事訴訟法の「第四編 再審」については、不利益再審の廃止を除いて、旧刑事訴訟法をほぼそのまま引き継いだ形になっております。

これらの理由により、再審法の改正は焦眉の急を要するものと思われま。

したがって、再審法を無辜の救済の立場から正しく運用し得るよう、以下のような改正をしようとするものであります。

第一は、再審要件の緩和及び理由の拡大であり

ます。

再審請求事件の大部分は、刑事法第四百三十五条第六号によるものであります。その要件である証拠の新規性と明白性について、従来裁判所の解釈は厳し過ぎ、そのために再審は「開かずの門」となっております。

そこで「再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りる」という意味において、「疑わしきときは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則が適用される」という最高裁白鳥決定の趣旨を踏まえ、刑事法第四百三十五条第六号を全面的に改正しようとするものであります。

具体的条文は、現行法中「明らかな証拠をあらたに」を「事実の誤認がある」と疑うに足りる証拠を新たに」に改めることとあります。

第二は、再審請求人の手続面における権利保障の明確化及び前審開与の裁判官の除斥をしようとするものであります。

再審手続は二段階構造をとっておりますが、第一段階が非常に重要であるにもかかわらず、現行法ではその手続はすべて裁判所の職権にゆだねられておりますので、これを改め、再審請求段階の国選弁護人制度、弁護人の秘密交通権及び記録閲覧権・謄写権、記録及び証拠物の保存、審理の公開及び請求人・弁護人の再審請求理由を陳述する権利と事実取り調べ請求権の保障等を導入することとあります。

また、前審に開与した裁判官は除斥される旨の規定を設け、審理の公正を期することとあります。

第三は、検察官の反対立証の制限及び不服申し立ての禁止をしようとするものであります。

再審制度は「有罪の確定判決を受けた者」の利益のためにのみ存在する制度であり、これを具体化するため、再審請求段階における検察官の立証を一部制限し、そのため検察官は新たな事実の取り調べ請求ができないこととし、ただ請求人・弁護人側から出された新証拠の取り調べに際し証拠

の証明力を争うため必要とする適当な機会を与えられるものとしております。

また、再審開始の決定に対する検察官の不服申し立てを禁止することとしております。

第四は、訴訟費用の補償についてであります。

再審で無罪が確定した事件につきその訴訟費用は、現行法では再審開始後の公判に要した費用のみ補償されるにとどまっております。一例を挙げれば加藤新一老の場合、最も困難な闘いを要した再審請求段階の費用補償は全く認められず、再審開始後の費用を対象とし、しかも所要経費の一部が認められたにすぎません。

これを改め、再審請求より再審開始決定に至るまでの費用も補償することとあります。

第五は、確定判決にかわる証拠についてであります。

有罪確定判決の証拠となった証言・証拠等が偽証もしくは偽造である等の理由で再審請求をする場合、現行法では、偽証・証拠偽造等の事実が確定判決により証明されなければならぬとし、確定判決が得られない場合はその事実を証明して再審の請求ができることとしております。この際に刑事法第四百三十七条ただし書きの解釈として検察官により、偽証・証拠偽造の事実につき公訴提起がなされなかった場合は、再審請求の道を閉ざしているものであります。

これは全く不合理であるのでこれを改め、検察官により公訴提起がなされなかった場合にも再審の道を開くこととすることとあります。

第六は、理念規定の創設及び刑の執行停止を規定しようとするものであります。

再審制度は、無辜を救済し、その人権を尊重するためにある旨の理念規定を設けるとともに、再審請求がなされた場合は、請求人等の申し立てにより、刑の執行を停止することができることとすることとあります。

第七は、その他として、不服申し立て期間及び旧刑事法下の事件について、所要の改正をしようとするものであります。

以上が刑事訴訟法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○木村委員長 土井たか子君。

国籍法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○土井議員 すでに第八十七国会において国際人権規約は承認されており、この規約実施のため国内法が現在整備されつつありますが、性別による差別を撤廃し、個人の尊厳性と両性の平等を保障する上から、可及的速やかにその実現が望まれる国籍法の一部を改正する法律案について、私は、日本社会党を代表して、提案の趣旨を御説明いたします。

戦後、日本国憲法の施行に伴い、憲法十四条の「法の下の平等」及び二十四条の「家族生活における個人の尊厳・両性の平等」の趣旨に基づき、旧来の家父長制の家族制度は根本的に改められることとなり、民法の親族編、相続編は全面改正されたのであります。

国籍法制についても旧国籍法を廃止して、一九五〇年に現行国籍法が制定され、その際身分関係の得喪がその国籍に影響を及ぼす点は改められております。しかし、子の国籍取得における父母同権については改められなまま今日に至り、また日本人を配偶者に持つ外国人の帰化要件における男女差別もいまだ改正されるに至っていません。

諸外国の例を見ますと、従来は父系血統主義を採用していた国も最近々と法改正を行い、フランス、西ドイツ、スイスなどで子の国籍取得における平等が実現しているのがあります。また国連で採択されました「婦人に対する差別撤廃条約」の第九条二項には「子供の国籍に關しては、婦人に男性と同等の権利を与える。」と規定されてい

ます。これらの例より見て父母両血統主義はいまや國際的趨勢となつております。

次に本法律案の要旨を申し上げます。

第一は、出生による日本国籍取得の要件に関する改正であります。

国籍法第二条によれば、出生のときに父が日本国民であれば日本国籍を取得できますが、母のみが日本国民の場合は、日本国籍を取得できません。日本人母・外国人父を持つ子と、日本人父・外国人母を持つ子とは、同等の権利を持つはずであります。

したがって、現行国籍法の父系血統主義は父母両血統主義に改め、出生の時に父または母が日本国民であるとき、子は日本国籍を取得することといたしております。

第二は、日本国民の配偶者である外国人の日本への帰化の要件に関する改正であります。

外国人が日本に帰化する場合に、居住歴五年、素行善良、生計能力などの要件が必要であります。そして、日本国民の夫である外国人男性が帰化する場合に、これらの要件のうち居住歴が三年に軽減されるだけあります。一方、日本国民の妻である外国人女性の場合には、居住歴も生計能力も必要で、日本に入国せぬままに帰化することも可能であります。

ひとしく日本国民の配偶者である外国人が、このように性別により明白な差別を受ける規定は、早急に改正する必要があります。

したがって、現行法を改正し、現に日本に住所を有する十八歳以上の日本国民の夫、または十六歳以上の日本国民の妻である外国人について、引き続き一年以上日本に住所または居所を有する者は、平等に日本への帰化ができることといたしております。

以上が本法律案の趣旨であります。

何とぞ御賛同あらんことをお願いいたします。

○木村委員長 沖本泰幸君。

犯罪被害補償法案

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○沖本議員 犯罪被害補償法案につきまして提案の趣旨を御説明申し上げます。

労働災害での労災保険、自動車事故での自賠責、一般の疫病、傷害、死亡での健康保険、厚生年金、公害被害での公害健康被害補償制度などのように、私たちが日常生活において生命、身体が損なわれた場合は、不十分とはいえ、救済の制度が設けられています。

ところが、通り魔の犯罪、無差別爆弾テロなどのいわゆる、いわれなき犯罪、によって被害を受けた人たちは、どこからも特別な救済の手が差し伸べられず、精神的にも肉体的にも悲惨な状況のもとに放置されています。しかも、いわれなき犯罪、は近年次第に増加する傾向を示し、福祉国家を目指すわが国としては被害者をこのまま見過ごしにしておくことはできないところであり、わが国における犯罪被害の救済は、現在のところ民法上の損害賠償制度による以外にありません。

が、同制度は訴訟の長期化とそれに伴う経費の増大を避けることができないのであります。すなわち、同制度では犯罪被害者の窮状を速やかに救済することは実際的に不可能なのであります。

仮に訴訟を起したとしても、加害者側に賠償責任能力に欠ける場合が多く、よくてわずかな見舞金を受ける程度、悪くするとそれすらなく、被害者の大半は泣き寝入りしているのが実情であります。中には、加害者が不明あるいはつかまらない場合も多く、現行民法の損害賠償制度は、犯罪被害の救済に対し、ほとんど効果を上げていないといつても過言ではありません。

このように犯罪被害者に対する社会的救済措置が極端におくれている半面、犯罪者の人権保障は刑事制裁の緩和、社会復帰対策の促進、収容施設

の合理化及び近代化など積極的に推進されています。犯罪者の人権保障の充実が憲法の規定に基づくもので当然のことではありますが、同時に犯罪被害者の人権保障もあわせて充実されるべきであります。犯罪被害者の救済を怠るならば、著しく社会的公正に欠けるとともに、刑事政策上からも片手落ちの網を免れないのであります。

以上の観点から、犯罪によって身体または生命にかかわる被害を受けた場合に、国が速やかに被害者を救済する犯罪被害補償制度を樹立するため本法案を提案した次第であります。

以下、この法案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、この法律の目的は、犯罪によって人の身体または生命が害された場合における被害者を国が補償し、被害者またはその遺族の生活の安定を図ることとしております。

第二に、補償の対象となる犯罪被害は、日本国内における他人の犯罪行為に起因して、負傷し、疾病にかかり、または死亡した者の当該負傷、疾病または死亡としております。なお、外国人にあっては、日本国内に住所を有している場合に限り、補償の対象としております。

第三に、補償形式は一時金形式をとっておりますが、その種類として、加療期間が二週間を超え、傷病の療養については療養補償金を、療養による休業については休業補償金を、後遺障害についてはその程度に応じた額の障害補償金を、死亡については遺族の遺族補償金を、死亡した者は千五百万円の遺族補償金を掲げております。なお、健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法等により公的給付が支給されることとなる場合にあっては、その額を控除して支給することとしております。

第四に、扶養義務者等が加害者である場合においては、補償を行わないこととするとともに、被害者側にも犯罪行為の誘発等の責めがある場合、報復措置がなされた場合等においては、補償の全部または一部を行わないことができるとして、公

平な補償が行われるようにしております。

第五に、補償機関としては、各地方裁判所の所在地ごとに、補償実施機関たる犯罪被害補償地方委員会を、法務大臣の所轄のもとに審査機関たる犯罪被害補償中央審査会を設置することとしております。すなわち、犯罪被害補償地方委員会は、三人以上九人以下の委員で組織する合議制行政機関であり、その権限及び所掌事務は、補償申請の裁定、補償給付の支給、加害者の賠償能力及び生活状況の調査等としております。また、犯罪被害補償中央審査会は五人の委員で組織し、委員は弁護士資格を有する者のうちから国会の承認を得て法務大臣が任命することとし、その権限及び所掌事務は、犯罪被害補償地方委員会が行った処分に対する審査請求の審査等としております。

第六に、補償の申請は、その申請をすることができるときから二年以内に、犯罪被害補償地方委員会に所定の申請書等を提出しなければならぬこととする等補償手続等について規定を設けております。

第七に、この法律の公布日前二十一年間に行われた犯罪によって被害を受けた場合も、公布日以後の補償事由について補償することとしております。

以上が本法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして提案の趣旨を御説明申し上げます。

現在の刑事補償法では、心神喪失等の責任無能力の理由によって犯罪が不成立とされ、無罪の判決を受けた者に対しては補償金が支払われることとなっております。

刑事補償の本来の目的は、いわゆる犯罪行為を犯していない者に対する補償を行おうとするもので、現に犯罪類型該当の違法行為を行い、かつ、責任無能力の理由で無罪となった者までも補償

する趣旨のものとは考えられないものであります。

昭和四十三年に、殺人者が、心神喪失中の殺人行為であるとの理由で無罪判決を受けた後に、その殺人者が国に刑事補償金を請求してきた事例において、東京地裁は、決定文の中で、刑事補償金の支払いが、法律上、やむを得ないものと認めつつ、「現行刑事補償法の立法的な解決を期待する」と述べております。また当時の法務省刑事局長も「健全常識から見ても非常識」と述べているのであります。

速やかな立法的解決こそ望まれるところであります。

しかも、さきにわが党が提案いたしました犯罪被害補償法案では心神喪失等責任能力の理由によつて加害者が無罪となった場合においても、被害者等を救済することとしております。

当該犯罪行為によつて、被害者等と加害者の双方が国家から補償を受けるということはきわめて不自然なところであり、常識的にも納得できないところであり、無罪の裁判を受けた責任能力者に係る刑事補償については、裁判所の健全な裁量によつてその一部または全部をしないこととする必要があると考えるのであります。

また、同様の趣旨により、無罪の裁判を受けた者に対する刑事訴訟法の規定による裁判費用の補償についても、犯罪類型該当の違法行為を行ないながら責任能力の理由で無罪となった者に対しては、その全部または一部をしないことができることとする必要があると考え、ここに本法案を提案する次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○木村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○木村委員長 次に、小委員会設置に関する件についてお諮りいたします。

証人及び証言等に関する調査を行うため、小委員十三名より成る証人及び証言等に関する小委員会を設置したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、小委員及び小委員長長の選任につきまして、委員長長において指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

小委員及び小委員長は、追つて指名の上、公報をもつてお知らせいたします。

次に、小委員及び小委員長長の辞任の許可、補欠選任に関しては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、来る十九日火曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十四分散会

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、二七三人」を「一、二九五人」に改める。

第二条中「二万三千三百十六人」を「二万三千三百十一人」に改める。

附則

この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

理由
下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事及び裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案
刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第百九十七條第一項中「三年」を「五年」に、「五年」を「七年」に改め、同條第二項中「三年」を「五年」に改める。

第百九十七條ノ二、第百九十七條ノ三第三項及び第百九十七條ノ四中「三年」を「五年」に改める。

第百九十八條第一項中「第百九十七條ノ三」を「第百九十七條ノ四」に改め、同條第二項を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由
最近における収賄事犯の事情にかんがみ、収賄罪の法定刑の長期を引き上げる等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政治亡命者保護法案

政治亡命者保護法案
（目的）

第一条 この法律は、世界人権宣言第十四条の規定の趣旨にかんがみ、政治亡命者の保護を図るため、これに対する在留資格の付与その他必要な事項について、出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）等の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「政治亡命者」とは、人

種、宗教、国籍、特定の社会的集団への所属又は政治的思想を理由として自国（国籍の属する国（国籍を有しない者にあつては、以前に常時居住していた国）をいう。以下同じ。）において迫害を受けるおそれがあると認められるに足りる相当の理由があるため、自国の外にあり、自国の保護を受けることができず、又は自国の保護を受けることを望まない者であつて次の各号のいずれかに該当しないものをいう。ただし、その者が二以上の自国を有する場合において、そのいずれかの自国の保護を受けられるときは、この限りでない。

一 平和に対する罪、戦時犯罪又は人道に反する罪を犯した者

二 日本国の法令により死刑又は無期若しくは短期三年以上の懲役若しくは禁錮に処すべき罪（政治犯罪を除く）に当たる行為をした者

三 国際連合の目的及び原則に反する行為をした者

（政治亡命者としての在留資格）

第三条 政治亡命者は、この法律の定めるところにより、政治亡命者としての在留資格を取得し、当該在留資格をもつて本邦に在留することができる。

（政治亡命者としての在留資格の取得）

第四条 出入国管理令第三章に規定する上陸の手續を経ることなく本邦に上陸した外国人その他本邦にある外国人であつて政治亡命者としての在留資格を取得しようとするものは、法務省令で定めるところにより、速やかに、法務大臣に対し、当該在留資格の取得を申請しなければならぬ。

2 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、外務大臣と協議し、当該外国人が政治亡命者であると認めるときは、その政治亡命者の保護に必要な在留期間を定めてこれを許可しなければならぬ。ただし、当該外国人が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、この限りでない。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第二章から第四章までに規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。

二 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)、あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)又は刑法第二編第十四章に規定する罪により無期又は三年以上の懲役に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

三 無期又は五年を超える懲役又は禁錮に処せられた者。

(許可書の交付等)

第五条 法務大臣は、前条第二項の許可をしたときは、当該外国人に対し、法務省令で定めるところにより、政治亡命者としての在留資格及び在留期間を記載した許可書を交付しなければならない。

2 出入国管理令第四条第一項各号のいずれかに該当する者としての在留資格を有する外国人であつて前条第二項の許可を受けたものは、法務省令で定めるところにより、法務大臣から、旅券に記載された在留資格及び在留期間のまつ消を受けなければならない。

3 第一項の許可書の交付を受けた外国人は、当該交付を受けた時から、当該許可書に記載された政治亡命者としての在留資格及び在留期間をもつて在留するものとする。

4 法務大臣は、前条第二項の許可をした場合において、当該許可に係る外国人が出入国管理令第五章に規定する手続により収容されているとき(同令第五十四条の規定により仮放免されているときを含む。以下第六項において同じ。)は、法務省令で定めるところにより、入国審査官、特別審査官又は主任審査官に対し、当該許可をした旨を通知しなければならない。

5 入国審査官、特別審査官又は主任審査官は、前項の通知を受けたときは、直ちに当該外国人を放免しなければならない。

6 法務大臣は、前条第一項の申請があつた場合においてこれを許可しないときは、速やかに理由を示してその旨を当該外国人に通知しなければならない。当該外国人が出入国管理令第五章に規定する手続により収容されているときは、当該主任審査官にも通知しなければならない。(過去の制限)

第六条 第四條第一項の申請をした者については、当該申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、本邦から退去させることができない。当該申請に対し不許可の処分があつた場合において次条第一項に規定する期間についても、同様とする。

(不許可の処分の取消しの訴え)

第七條 第四條第一項の申請に対し不許可の処分があつた場合においては、当該処分の取消しの訴えは、当該処分の通知を受けた日から三十日以内に提起しなければならない。この期間は、不変期間とする。

2 前条前段の規定は、前項に規定する不許可の処分を受けた者が当該処分の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えの提起の日から六十日間、その者について準用する。

(退去強制)

第八條 政治亡命者としての在留資格を取得した者については、出入国管理令第二十四条の規定による退去強制は、その者が、許可書に記載された在留期間を経過して本邦に残留する場合のほか、当該在留資格を取得した日以後の行為により第四條第二項各号のいずれかに該当することとなつた場合に限つて、することができ。

(送還先の制限)

第九條 政治亡命者としての在留資格を取得した者又は第四條第一項の申請をして不許可の処分を受けた者が退去強制を受ける場合において、これらの者が人種、宗教、国籍、特定の社会的

集団への所属又は政治的思想を理由として自国において迫害を受けるおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるときは、これらの者は、自国に送還されないものとする。

(出入国管理令に定める在留資格の取得)

第十條 政治亡命者としての在留資格を取得した者であつて出入国管理令第四條第一項各号に該当する者としての在留資格を取得しようとするものは、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該在留資格の取得を申請することができ。

(出入国管理令の規定の読替え適用等)

第十一條 政治亡命者としての在留資格を取得した者に対する出入国管理令の規定の適用については、同令第二十一條第三項中「当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができ」とあるのは、外務大臣と協議し、当該外国人が、政治亡命者保護法(昭和五十四年法律第 号)第二条に規定する政治亡命者であり、かつ、同法第四條第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その政治亡命者の保護に必要な在留期間を定めこれを許可しなければならない」と、同令第二十七條、第三十一條第三項、第三十九條第一項、第四十三條第一項、第四十五條第一項、第四十七條第二項、第六十二條第一項及び第六十三條第一項中「第二十四條各号の一」とあり、並びに第四十七條第一項中「第二十四條各号」とあるのは「政治亡命者保護法第八條に規定する事由」とする。

2 第六條及び第七條の規定は、前項の規定により読み替えられた出入国管理令第二十一條の規定により在留期間の更新を申請した者について準用する。

3 第五條の許可書は、出入国管理令及び外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)の規定の適用については、旅券とみなす。

(罰則の特例)

第十二條 政治亡命者としての在留資格を取得した者の当該在留資格の取得前の行為については、出入国管理令第七十條第一号から第三号までの規定は、適用しない。

(政令への委任)

第十三條 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(外国人登録法の一部改正)

2 外国人登録法の一部を次のように改正する。
第四條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第十四号中「出入国管理令」の下に「及び政治亡命者保護法(昭和五十四年法律第 号)」を、同項第十五号中「出入国管理令」の下に「及び政治亡命者保護法」を加える。
第十四條第二項中「出入国管理令」の下に「又は政治亡命者保護法」を加える。

理 由

政治亡命者の保護を図るため、在留資格、退去強制、罰則その他の事項について出入国管理令等の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案
最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法
(設置)
第一条 内閣に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)
第二条 委員会は、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第三十九條第四項の諮問に応じ、最高裁判所の裁判官の候補者の選考について、調査審議し、意見を答申する。

(資料提出の要求等)

第三条 委員会は、その所掌事務を行うため必要があるとき、官公署その他に對し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第四条 委員会は、委員二十人をもつて組織する。

(委員)

第五条 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 衆議院議長
- 二 参議院議長
- 三 最高裁判所長官
- 四 検事総長
- 五 日本弁護士連合会の会長
- 六 最高裁判所が指名する裁判官 五人
- 七 日本弁護士連合会が指名する弁護士 五人
- 八 内閣が指名する学識経験者 二人
- 九 日本学術会議が指名する学識経験者 三人

2 前項において、衆議院議長とあるのは、衆議院が解散されたときは、後任者の定まるまでは、解散の際衆議院議長であつた者とし、最高裁判所長官とあるのは、最高裁判所長官が欠けたときは、後任者の定まるまでは、最高裁判所長官があらかじめ最高裁判所判事のうちから指定した者とする。

3 委員は、非常勤とする。

4 裁判官である委員が特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

(委員の任期)

第六条 前条第一項第六号から第九号までに掲げる者たる委員の任期は、二年とする。

2 前項の委員は、再任されることができない。

(委員長)

第七条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員があらかじめ互選した者が、その職務を行う。

(会議)

第八条 委員会は、十四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事)

第九条 委員会の議事に關し必要な事項は、委員長が委員会の議を経て定める。

(答申)

第十条 委員会は、最高裁判所長官の候補者に係る諮問については二人以内の候補者の氏名を挙げて、最高裁判所判事の候補者に係る諮問については任命予定者の数の二倍以内の数の候補者の氏名を挙げて、答申するものとする。

2 委員会は、答申をするに当たつては、候補者として適當と認めた理由を付記しなければならない。

3 委員は、答申書に答申と異なる意見の併記を求めることができる。

4 委員会は、答申後速やかに、その答申の内容を公表しなければならない。

(庶務)

第十一条 委員会の庶務は、内閣官房において処理する。

(主任の大臣)

第十二条 委員会に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(委任規定)

第十三条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(裁判所法の一部改正)

2 裁判所法の一部を次のように改正する。
第三十九条第三項の次に次の二項を加える。

内閣は、第一項の指名又は第二項の任命を行うには、最高裁判所裁判官任命諮問委員会に諮問しなければならない。

前項の諮問をするに当たつては、答申期限を定めるものとする。この場合において、答申期限は、諮問の日から三十日を経過した日以後でなければならない。

(国家公務員法の一部改正)

3 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「左に」を「次に」に改め、同項第十一号の二を同項第十一号の三とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

4 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「左に」を「次に」に改め、同条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員

第九条の見出し中「日本学術会議会員等」を「最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員等」に改め、同条中「第十八号」を「第十七号の二」に、「日本学術会議会員等」を「最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員等」に改める。

第十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「日本学術会議会員等」を「最高裁判所裁判官任命諮問委員会の委員等」に改める。

理由

最高裁判所長官の指名及び最高裁判所判事の任命の適正化に資するため、最高裁判所裁判官の候補者の選考についての諮問機関として、内閣に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律

最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「×の記号」を「×又は○の記号」に改める。

第十五条第一項中「何等の記載をしないで」を「自ら○の記号を記載して」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条(点字の投票用紙による審査の投票) 審査人は、点字の投票用紙により審査の投票を行うことができる。

前項の点字の投票用紙の様式については、第十四条第一項中「印刷しなければならない」とあるのは「点字で記載しなければならない」と、同条第二項中「×又は○の記号を記載する欄」とあるのは「罷免を可とする記載をする欄及び罷免を可としない記載をする欄」と、同条第三項中「別記様式」とあるのは「政令で定める様式」とし、当該投票用紙による審査の投票の方式については、前条第一項中「記載欄に自ら×の記号」とあるのは「罷免を可とする記載をする欄に自ら政令で定める記号」と、「記載欄に自ら○の記号」とあるのは「罷免を可としない記載をする欄に自ら政令で定める当該記号」とする。

前項に定めるもののほか、点字の投票用紙による審査の投票に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十二條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号及び第三号中「×の記号」を「×又は○の記号」に改め、同項に次の一号を加える。

理由

最高裁判所長官の指名及び最高裁判所判事の任命の適正化に資するため、最高裁判所裁判官の候補者の選考についての諮問機関として、内閣に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

四 ×又は○の記号の記載のないもの
第二十二條第二項前段中「前項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「その記載を」を「その該当する欄の当該裁判官に係る部分」に改め、同項後段中「×の記号」を「×又は○の記号」に改める。
第三十二條ただし書中「但し」を「ただし」に、「投票の総数」を「当該裁判官についての有効な投票の総数」に、「行なわれた」を「行われた」に、「百分の一」を「百分の十」に改める。
別記中「別記」を「別記(第十四條關係)」に改める。

別記投票用紙様式中「何も書かないこと」を「その名の上的欄に○を書くこと」に、「×を書く欄」を「×又は○を書く欄」に改める。
別記投票用紙様式備考一中「×印」を「×印又は○印」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の最高裁判所裁判官国民審査法の規定は、この法律の施行の日以後審査の期日を告示された審査から適用し、この法律の施行の日前に審査の期日を告示された審査については、なお従前の例による。

理由
最高裁判所の裁判官の国民審査に関し、その審査の投票の方式、裁判官の罷免の要件等について所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律
刑法明治四十年法律第四十五号の一部を次のように改正する。
第三十條第十六号を第十七号とし、第七号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「、第二百条」を削り、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第九十八條ノ罪
第四條第三号中「第九十七條ノ四」を「第九十七條ノ五」に改める。
第九十七條第一項中「三年」を「五年」に、「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「三年」を「五年」に改める。
第九十七條ノ二、第九十七條ノ三第三項及び第九十七條ノ四中「三年」を「五年」に改める。
第九十七條ノ五を第九十七條ノ六とし、第九十七條ノ四の次に次の一条を加える。
第九十七條ノ五 公務員請託ヲ受ケ他ノ公務員ヲシテ其職務上不正ノ行為ヲ為サシメ又ハ相当ノ行為ヲ為サザラシム可ク斡旋ヲ為スコト又ハ為シタルコトノ報酬トシテ第三者ニ賄賂ヲ供与セシメ又ハ其供与ヲ要求若クハ約束シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ処ス
第九十八條第一項中「第九十七條ノ三」を「第九十七條ノ五」に改め、同条第二項を削る。
第二百条を次のように改める。
第二百条 削除
第二百一条中「前二条」を「第九十九條」に改める。
第二百三条中「、第二百条」を削る。
第二百五條第二項を削る。
第二百八條第二項を削る。
第二百二十條第二項を削る。

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三條の改正規定(、第二百条)を削る部分を除く。、第四條第三号、第九十七條、第九十九條ノ二、第九十七條ノ三第三項及び第九十七條ノ四の改正規定、第九十七條ノ四の次に一条を加える改正規定、第九十八條第一項の改正規定並びに同条第二項を削る改正規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

理由
尊属に対する罪に関する特別規定を削除するとともに、最近における漢職事犯の事情にかんがみ、新たにあつた第三号贈収賄の処罰規定を設け、収賄罪の法定刑の長期を引き上げ、日本国外において贈賄の罪を犯した者を新たに処罰する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案
刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
第一編第十六章のうち第九十八條の七中「又は被告人であつた者」を「若しくは被告人であつた者又は再審の請求をした者」に改め、同条を第九十八條の八とし、第九十八條の六の次に次の一条を加える。
第九十八條の七 再審の無罪の判決が確定したときは、国は、当該事件について再審の請求をした者に対し、その再審の請求についての裁判に要した費用の補償をする。ただし、再審の請求をした者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。
第九十八條の三の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第一項中「被告人であつた者」とあるのは、「再審の請求をした者」と読み替へるものとする。
第一項の規定により補償される費用の範囲については、前条の規定の例による。
第四編中第四百三十五條の前に次の一条を加える。
第四百三十四條の二 この編の規定は、再審制度が無罪を救済し、その基本的人権を保障するものであるという理念に基づいて、解釈し、運用されなければならない。
第四百三十五條中「左の」を「次の」に、「言渡」を「言渡し」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第六号中「明らかな証拠をあらたに」を「事実の誤謬がある」と疑うに足る証拠を新たに」に改める。
第四百三十七條ただし書中「但し」を「ただし」、公訴の提起がなされた場合において」に改める。
第四百三十八條の次に次の一条を加える。
第四百三十八條の二 裁判官は、再審の請求があつた事件に關与したときは、当該再審の請求に係る裁判について職務の執行から除外される。ただし、最高裁判所の大法廷の裁判官又は受託裁判官として關与した場合は、この限りでない。
第四百四十條第二項中「前項」を「第一項又は前二項」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。
前項の弁護人は、弁護士の中から選任しなければならぬ。
第三十三條から第三十五條までの規定は、第一項の規定により選任された弁護人について準用する。
再審の請求をした者が貧困その他の理由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、弁護人を付しななければならない。ただし、再審の請求が明らかに理由がないと認められるときは、この限りでない。
第三十七條の規定は、再審の請求をした者に弁護人がない場合について準用する。この場合において、同条中「被告人」とあるのは、「再審の請求をした者」と読み替へるものとする。
第四百四十條に次の二項を加える。
第三十九條第一項及び第二項の規定は身体の拘束を受けている再審の請求をした者又は有罪の言渡しを受けた者について、第四十條の規定は第一項、第四項又は第五項の規定により選任された弁護人について、それぞれ準用する。
第一項、第四項又は第五項の規定により選任された弁護人は、その再審の請求があつた事件に關する訴訟記録を閲覧し、かつ、謄写することができ、この場合における閲覧の手数料については、別に法律で定める。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案
刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
第一編第十六章のうち第九十八條の七中「又は被告人であつた者」を「若しくは被告人であつた者又は再審の請求をした者」に改め、同条を第九十八條の八とし、第九十八條の六の次に次の一条を加える。
第九十八條の七 再審の無罪の判決が確定したときは、国は、当該事件について再審の請求をした者に対し、その再審の請求についての裁判に要した費用の補償をする。ただし、再審の請求をした者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。
第九十八條の三の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第一項中「被告人であつた者」とあるのは、「再審の請求をした者」と読み替へるものとする。
第一項の規定により補償される費用の範囲については、前条の規定の例による。
第四編中第四百三十五條の前に次の一条を加える。
第四百三十四條の二 この編の規定は、再審制度が無罪を救済し、その基本的人権を保障するものであるという理念に基づいて、解釈し、運用されなければならない。
第四百三十五條中「左の」を「次の」に、「言渡」を「言渡し」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第六号中「明らかな証拠をあらたに」を「事実の誤謬がある」と疑うに足る証拠を新たに」に改める。
第四百三十七條ただし書中「但し」を「ただし」、公訴の提起がなされた場合において」に改める。
第四百三十八條の次に次の一条を加える。
第四百三十八條の二 裁判官は、再審の請求があつた事件に關与したときは、当該再審の請求に係る裁判について職務の執行から除外される。ただし、最高裁判所の大法廷の裁判官又は受託裁判官として關与した場合は、この限りでない。
第四百四十條第二項中「前項」を「第一項又は前二項」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。
前項の弁護人は、弁護士の中から選任しなければならぬ。
第三十三條から第三十五條までの規定は、第一項の規定により選任された弁護人について準用する。
再審の請求をした者が貧困その他の理由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、弁護人を付しななければならない。ただし、再審の請求が明らかに理由がないと認められるときは、この限りでない。
第三十七條の規定は、再審の請求をした者に弁護人がない場合について準用する。この場合において、同条中「被告人」とあるのは、「再審の請求をした者」と読み替へるものとする。
第四百四十條に次の二項を加える。
第三十九條第一項及び第二項の規定は身体の拘束を受けている再審の請求をした者又は有罪の言渡しを受けた者について、第四十條の規定は第一項、第四項又は第五項の規定により選任された弁護人について、それぞれ準用する。
第一項、第四項又は第五項の規定により選任された弁護人は、その再審の請求があつた事件に關する訴訟記録を閲覧し、かつ、謄写することができ、この場合における閲覧の手数料については、別に法律で定める。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案
刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
第一編第十六章のうち第九十八條の七中「又は被告人であつた者」を「若しくは被告人であつた者又は再審の請求をした者」に改め、同条を第九十八條の八とし、第九十八條の六の次に次の一条を加える。
第九十八條の七 再審の無罪の判決が確定したときは、国は、当該事件について再審の請求をした者に対し、その再審の請求についての裁判に要した費用の補償をする。ただし、再審の請求をした者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。
第九十八條の三の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第一項中「被告人であつた者」とあるのは、「再審の請求をした者」と読み替へるものとする。
第一項の規定により補償される費用の範囲については、前条の規定の例による。
第四編中第四百三十五條の前に次の一条を加える。
第四百三十四條の二 この編の規定は、再審制度が無罪を救済し、その基本的人権を保障するものであるという理念に基づいて、解釈し、運用されなければならない。
第四百三十五條中「左の」を「次の」に、「言渡」を「言渡し」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第六号中「明らかな証拠をあらたに」を「事実の誤謬がある」と疑うに足る証拠を新たに」に改める。
第四百三十七條ただし書中「但し」を「ただし」、公訴の提起がなされた場合において」に改める。
第四百三十八條の次に次の一条を加える。
第四百三十八條の二 裁判官は、再審の請求があつた事件に關与したときは、当該再審の請求に係る裁判について職務の執行から除外される。ただし、最高裁判所の大法廷の裁判官又は受託裁判官として關与した場合は、この限りでない。
第四百四十條第二項中「前項」を「第一項又は前二項」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。
前項の弁護人は、弁護士の中から選任しなければならぬ。
第三十三條から第三十五條までの規定は、第一項の規定により選任された弁護人について準用する。
再審の請求をした者が貧困その他の理由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、弁護人を付しななければならない。ただし、再審の請求が明らかに理由がないと認められるときは、この限りでない。
第三十七條の規定は、再審の請求をした者に弁護人がない場合について準用する。この場合において、同条中「被告人」とあるのは、「再審の請求をした者」と読み替へるものとする。
第四百四十條に次の二項を加える。
第三十九條第一項及び第二項の規定は身体の拘束を受けている再審の請求をした者又は有罪の言渡しを受けた者について、第四十條の規定は第一項、第四項又は第五項の規定により選任された弁護人について、それぞれ準用する。
第一項、第四項又は第五項の規定により選任された弁護人は、その再審の請求があつた事件に關する訴訟記録を閲覧し、かつ、謄写することができ、この場合における閲覧の手数料については、別に法律で定める。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案
刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
第一編第十六章のうち第九十八條の七中「又は被告人であつた者」を「若しくは被告人であつた者又は再審の請求をした者」に改め、同条を第九十八條の八とし、第九十八條の六の次に次の一条を加える。
第九十八條の七 再審の無罪の判決が確定したときは、国は、当該事件について再審の請求をした者に対し、その再審の請求についての裁判に要した費用の補償をする。ただし、再審の請求をした者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。
第九十八條の三の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第一項中「被告人であつた者」とあるのは、「再審の請求をした者」と読み替へるものとする。
第一項の規定により補償される費用の範囲については、前条の規定の例による。
第四編中第四百三十五條の前に次の一条を加える。
第四百三十四條の二 この編の規定は、再審制度が無罪を救済し、その基本的人権を保障するものであるという理念に基づいて、解釈し、運用されなければならない。
第四百三十五條中「左の」を「次の」に、「言渡」を「言渡し」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第六号中「明らかな証拠をあらたに」を「事実の誤謬がある」と疑うに足る証拠を新たに」に改める。
第四百三十七條ただし書中「但し」を「ただし」、公訴の提起がなされた場合において」に改める。
第四百三十八條の次に次の一条を加える。
第四百三十八條の二 裁判官は、再審の請求があつた事件に關与したときは、当該再審の請求に係る裁判について職務の執行から除外される。ただし、最高裁判所の大法廷の裁判官又は受託裁判官として關与した場合は、この限りでない。
第四百四十條第二項中「前項」を「第一項又は前二項」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。
前項の弁護人は、弁護士の中から選任しなければならぬ。
第三十三條から第三十五條までの規定は、第一項の規定により選任された弁護人について準用する。
再審の請求をした者が貧困その他の理由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、弁護人を付しななければならない。ただし、再審の請求が明らかに理由がないと認められるときは、この限りでない。
第三十七條の規定は、再審の請求をした者に弁護人がない場合について準用する。この場合において、同条中「被告人」とあるのは、「再審の請求をした者」と読み替へるものとする。
第四百四十條に次の二項を加える。
第三十九條第一項及び第二項の規定は身体の拘束を受けている再審の請求をした者又は有罪の言渡しを受けた者について、第四十條の規定は第一項、第四項又は第五項の規定により選任された弁護人について、それぞれ準用する。
第一項、第四項又は第五項の規定により選任された弁護人は、その再審の請求があつた事件に關する訴訟記録を閲覧し、かつ、謄写することができ、この場合における閲覧の手数料については、別に法律で定める。

第四百四十条の次に次の一条を加える。

第四百四十条の二 裁判所は、再審の請求をした者又は弁護人の請求により、再審の請求があつた事件に関する訴訟記録の保管者又は当該事件に関する証拠物の所有者、所持者若しくは保管者に対し、期間を定めて、当該訴訟記録又は証拠物の保存を命ずることができる。

前項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百四十二条ただし書を次のように改める。

ただし、裁判所は、再審の請求をした者又は弁護人の申立てにより、決定で、再審の請求についての裁判が確定するまで刑の執行を停止することができる。

第四百四十二条に次の一項を加える。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百四十五条を次のように改める。

第四百四十五条 再審の請求を受けた裁判所は、まず、再審の請求をした者及び弁護人に対して、再審の請求の理由について陳述する機会を与えなければならない。

裁判所は、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により、又は職権で、再審の請求の理由について事実の取調べをすることができる。再審の請求をした者、弁護人又は検察官は、事実の取調べに立ち会ふことができる。検察官又は有罪の言渡しを受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡しを受けた者も、同様とする。

裁判所は、事実の取調べに際し、再審の請求をした者又は弁護人及び検察官に対し、証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を与えなければならない。

裁判所は、合議体の構成員に事実の取調べをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

再審の請求をした者、弁護人及び検察官は、事実の取調べが終わつた後、意見を陳述することができる。検察官又は有罪の言渡しを受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡しを受けた者も、同様とする。

第一項及び前項の陳述並びに裁判所内で行う事実の取調べは、公開の法廷で行う。

第四百五十条中「第四百四十八条第一項を削り、同条に次の四項を加える。

前項の即時抗告をした者は、その申立ての日から三十日以内に抗告趣意書を原裁判所に差し出さなければならない。

原裁判所は、申立てにより、前項の期間を延長することができる。

抗告趣意書には、抗告の理由を簡潔に記載しなければならない。

第一項の即時抗告については、第四百二十三条第二項中「申立書」とあるのは、「抗告趣意書」とする。

第四百五十一条第二項中「左の」を「次の」に、「前項」を「第一項」に、「見込」を「見込み」に、「言渡」を「言渡し」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「再審の請求をした者が弁護人を選任しないとき」を「弁護人がないとき」に、「附しなければ」を「付しなければ」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

裁判官は、前項の事件に關与したときは、同項の審判について職務の執行から除外される。ただし、最高裁判所の大法廷の裁判官若しくは受託裁判官として關与した場合又は当該再審開始の決定に關与した場合は、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後の刑事訴訟法第四百三十四条の二から第四百五十条までの規定は、刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）第二条の規定にかかわらず、刑事訴訟法

を改正する法律（昭和二十三年法律第三百一十一号）の施行前に公訴の提起があつた事件についても適用する。

3 この法律の施行の際現に係属している再審の請求に係る事件の処理に關し必要な事項は、裁判所の規則で定める。

4 刑事訴訟法施行法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第四項」の下に「又は第四百四十条第八項」を加える。

理由

再審制度が無辜を救済し、その基本的人権を保障するという理念に基づくものであることにかんがみ、再審の理由を緩和するとともに、再審の請求についての裁判の手續に關する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

國籍法の一部を改正する法律案

國籍法の一部を改正する法律

國籍法（昭和二十五年法律第四百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「父」の下に「又は母」を加え、同条第三号を削り、第四号を第三号とする。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 現に日本に住所を有する十八歳以上の日本国民の夫又は十六歳以上の日本国民の妻である外国人で、引き続き一年以上日本に住所又は居所を有するものについては、法務大臣は、その者が前条第一号及び第二号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

第五条中「前条」を「第四条」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
2 この法律の施行前に帰化の許可の申請をした日本国民の妻である外国人に係る許可の条件については、この法律による改正後の國籍法（以下「新法」という。）第四条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（届出による國籍の取得）
3 当分の間、昭和二十五年七月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に日本国民を母として出生した者で現に日本に住所を有し、かつ、國籍を有しないものは、法務大臣に届出をして日本の國籍を取得することができる。

4 新法第十一条から第十三条までの規定は、前項の規定により國籍を取得する場合の手續について準用する。

（戸籍法の一部改正）
5 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四百四十一条の次に次の一条を加える。
第四百四十二条 当分の間、第二百二条の規定は、國籍法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）附則第三項の規定により日本の國籍を取得した者について準用する。

理由
日本國憲法に定める法の下の平等の精神に則り、出生による國籍の付与に關し、現行の父系主義を改めるとともに、日本国民の配偶者である外国人の帰化の要件を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

犯罪被害補償法案
犯罪被害補償法

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 補償機関

第一節 犯罪被害補償中央審査会(第六条—第十四条)

第二節 犯罪被害補償地方委員会(第十五条—第二十一条)

第三章 補償措置

第一節 補償給付(第二十二条—第三十二条)

第二節 裁定手続(第三十三条—第三十六条)

第三節 審査請求(第三十七条—第四十一条)

第四章 雑則(第四十二条—第五十一条)

第五章 罰則(第五十二条—第五十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪による人の身体又は生命に係る被害に關し、犯罪に關して補償を行うものとする。被害者又はその遺族の生活の安定を図ることを目的とする。

(補償)

第二条 国は、日本国内における他人の犯罪行為(刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十七条第一項本文、第三十九条第一項、第四十条又は第四十一条に規定する事由によつて罪とならない行為を含む。以下同じ。)に起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者(以下「被害者」という。)の当該負傷、疾病又は死亡に關し、この法律の定めるところにより、補償を行う。

2 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内における犯罪行為は、前項の規定の適用については、日本国内における犯罪行為とみなす。

(補償の除外)

第三条 他人の犯罪行為に加担した者が当該犯罪行為に起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病又は死亡に關しては、補償を行わない。

第四条 被害者が次に掲げる者であるときは、当該負傷、疾病又は死亡に關しては、補償を行わない。

第一類第三号 法務委員会議録第一号 昭和五十五年二月十五日

ない。

一 当該犯罪行為を行い、又は犯罪行為に加担した者(以下「加害者」という。)の配偶者、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。

二 加害者の直系血族及び兄弟姉妹

三 前二号に掲げる者以外の加害者の同居の親族

(補償の制限)

第五条 次に掲げる場合には、補償の全部又は一部を行わないことができる。

一 被害者が犯罪行為を誘発したときその他犯罪行為に起因する負傷、疾病又は死亡につき被害者にも責めがあるとき。

二 被害者が報復として加害者の身体又は生命に害を加えたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、補償を行うことが正義に反すると認められるとき。

第二章 補償機関

第一節 犯罪被害補償中央審査会

(権限及び所掌事務)

第六条 犯罪被害補償中央審査会(以下「中央審査会」という。)は、犯罪被害補償地方委員会がした処分につき、この法律及び行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の定めるところにより審査を行い、裁決をする権限を有し、その権限に關する事務をつかさどる。

(組織)

第七条 中央審査会は、委員五人で組織する。

(委員の任命)

第八条 委員は、弁護士となる資格を有する者のうちから、両議院の同意を得て、法務大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、法務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において両議院の事後の承認を得られないときは、法務大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(委員の任期)

第九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の職務等)

第十条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員は、在任中、法務大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

4 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員の罷免)

第十一条 委員が弁護士となる資格を喪失したときは、法務大臣は、その委員を罷免しなければならない。

2 中央審査会により、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない非行があると認められたときは、法務大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(会長)

第十二条 中央審査会に会長を置き、会長は、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、中央審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(會議)

第十三条 中央審査会は、会長が招集する。

2 中央審査会は、会長及び二人以上の委員の出席がなければ、會議を開き、議決をすることができない。

3 中央審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 中央審査会が第十一条第二項の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 会長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項の規定により会長の職務を代理する委員は、会長とみなす。

(庶務)

第十四条 中央審査会の庶務は、法務省刑事局において処理する。

第二節 犯罪被害補償地方委員会

(権限及び所掌事務)

第十五条 犯罪被害補償地方委員会(以下「地方委員会」という。)は、次に掲げる権限を有し、その権限に關する事務をつかさどる。

一 補償の申請に対し裁定を行うこと。

二 補償給付を支給すること。

三 加害者の賠償能力及び生活状況の調査を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律により地方委員会に属せられた権限

(組織)

第十六条 地方委員会は、三人以上九人以下の委員で組織する。

(委員の任期)

第十七条 委員の任期は、三年とする。

(委員長)

第十八条 地方委員会に委員長を置き、委員長は、委員のうちから法務大臣が命ずる。

2 委員長は、会務を総理し、地方委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第十九条 地方委員会は、委員長が招集する。

2 地方委員会は、委員長及び半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 第十三条第三項の規定は、地方委員会の議事に、同条第五項の規定は、委員長に事故がある場合に、それぞれ準用する。ただし、三人の委員で組織される地方委員会にあつては、その議決は、委員の過半数の意見による。

(合議体)

第二十条 地方委員会は、補償申請事件については、その議決するところにより、委員三人で構成する合議体により、その権限を行わせることができる。

2 前項の合議体の議決は、その合議体を構成する委員の過半数の意見による。

(事務局)

第二十一条 地方委員会に、事務局を置く。

2 事務局の内部組織は、法務省令で定める。

第三章 補償措置

第一節 補償給付

(補償給付の種類)

第二十二條 補償のため支給される給付の種類は、次のとおりとする。

- 一 療養補償金
- 二 休業補償金
- 三 障害補償金
- 四 遺族補償金

(療養補償金の支給)

第二十三條 療養補償金は、他人の犯罪行為に起因して負傷し、又は疾病にかつた者(以下「傷病者」という。)に対し、当該負傷又は疾病の療養(当該犯罪行為の当時日本国籍を有しない者にあつては、当該犯罪行為の時から引き続き日本国内に住所を有する間の療養に限る。)につき、支給する。ただし、療養に要した期間が二週間を超える場合に限る。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

(療養補償金の額)

第二十四條 療養補償金の額は、政令で定めるところにより算定する療養に要する費用の額から、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他政令で定める法令の規定により支給される療養補償金に相当する給付の額(一時金たる給付以外の給付にあつては、政令で定めるところにより換算して得た額)を控除した額とする。

(休業補償金の支給)

第二十五條 休業補償金は、傷病者が、当該負傷又は疾病の療養のため従前得ていた業務上の収入を得ることができず、かつ、健康保険法、労働者災害補償保険法その他政令で定める法令の規定による休業補償金に相当する給付の支給を受けることができない場合に、その業務上の収入を得ることができない期間(当該犯罪行為の当時日本国籍を有しない者にあつては、当該犯罪行為の時から引き続き日本国内に住所を有する間の期間に限る。)につき、支給する。

(休業補償金の額)

第二十六條 休業補償金の額は、一日につき、二万円を超えない範囲内において地方委員会(第三十九條第三項の場合にあつては、中央審査会)が傷病者の従前通常得ていた業務上の収入の額を考慮して定める額の百分の六十に相当する額とする。

(障害補償金の支給)

第二十七條 障害補償金は、傷病者の当該負傷又は疾病による後遺障害(当該犯罪行為の当時日本国籍を有しない者にあつては、当該犯罪行為の時から引き続き日本国内に住所を有する間の期間に限る。)の程度が政令で定める後遺障害の程度に該当する場合に、その後遺障害の程度に応じ、支給する。

(障害補償金の額)

第二十八條 障害補償金の額は、二十万円を超えない範囲内において後遺障害の程度に応じて政令で定める額から、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他政令で定める法令の規定により支給される障害補償金に相当する給付の額(一時金たる給付以外の給付にあつては、政令で定めるところにより換算して得た額)を控除した額とする。

(遺族補償金の支給)

第二十九條 遺族補償金は、他人の犯罪行為に起因して死亡した者(当該犯罪行為の当時日本国籍を有しない者にあつては、当該犯罪行為の時から引き続き日本国内に住所を有していた者に限る。)の遺族に対し、支給する。

2 前項の遺族の範囲は、死亡した者の死亡の當時次の各号のいずれかに該当する者(日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。)とする。ただし、その者が第四号各号に掲げる者であるときは、その者は、遺族としない。

- 一 死亡した者によつて生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 二 前号に該当しない配偶者
- 三 第一号に掲げる者以外の者で主として死亡した者によつて生計を維持していたもの
- 四 第一号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族補償金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第一号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序による。ただし、同順位に父母にない場合は、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を後にする。

3 遺族補償金の額は、二十万円(前条第二項第四号に掲げる者に対するものにあつては、千五百万円)から、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法その他政令で定める法令の規定により支給される遺族補償金に相当する給付の額(一時金たる給付以外の給付にあつては、政令で定めるところにより換算して得た額)を控除した額とする。この場合においては、遺族補償金を受けるべき遺族以外の者に支給される遺族補償金に相当する給付の額も、同様に控除するものとする。

実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

(遺族補償金の額)

第三十條 遺族補償金の額は、二十万円(前条第二項第四号に掲げる者に対するものにあつては、千五百万円)から、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法その他政令で定める法令の規定により支給される遺族補償金に相当する給付の額(一時金たる給付以外の給付にあつては、政令で定めるところにより換算して得た額)を控除した額とする。この場合においては、遺族補償金を受けるべき遺族以外の者に支給される遺族補償金に相当する給付の額も、同様に控除するものとする。

2 前項の遺族補償金に相当する給付には、葬祭料その他死亡した者の死亡に関し支給されるすべての給付を含むものとする。

3 遺族補償金を受けるべき同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族補償金の額は、第一項の規定による額をその人数で除して得た額とする。

(未支給の補償金)

第三十一條 療養補償金、休業補償金又は障害補償金を受けるべき被害者がその支給を受ける前に死亡したときは、その者の遺族に対し、これを支給する。

2 前項の規定による未支給の補償金を受けるべき者が当該未支給の補償金を受ける前に死亡したときは、その者は、当該未支給の補償金の支給に關しては、初めから遺族でなかつたものとみなす。

3 第二十九條第二項及び第三項並びに前条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第二十九條第二項中「死亡した者」とあるのは、「被害者」と読み替へるものとする。

第三十二條 遺族補償金を受けるべき者がその支給を受ける前に死亡したときは、その者は、当該遺族補償金の支給に關しては、初めから遺族

でなかつたものとみなす。

第二節 裁定手続

(補償の申請)

第三十三条 補償を受けようとする者は、犯罪行為の地、犯罪行為の当時における被害者の住所その他政令で定める地を管轄する地方委員会に、次に掲げる事項を記載した犯罪被害補償申請書を提出しなければならない。

一 申請人の氏名、年令、住所、職業及び国籍
二 代理人によつて申請する場合にあつては、その氏名、住所及び職業
三 申請に係る補償金の種類
四 遺族補償金又は第三十一条第一項の規定による未支給の補償金の支給の申請にあつては、申請人と被害者との関係
五 犯罪行為の当時における被害者の氏名、年令、住所、職業及び国籍
六 加害者が判明しているときは、その者の氏名、年令、住所及び職業
七 犯罪行為の日時、場所及び内容
八 その他法務省令で定める事項

2 前項の犯罪被害補償申請書には、犯罪行為に起因する負傷、疾病又は死亡を証明する書面その他法務省令で定める書面を添付しなければならない。
(審理のための処分)
第三十四条 地方委員会は、補償申請事件についての審理のため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができ、
一 申請人若しくは参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
二 鑑定人に鑑定させること。
三 犯罪行為のあつた場所その他犯罪行為に関係のある場所又は病院若しくは診療所に立ち入つて、建物、備品、帳簿書類その他必要な物件を検査すること。
四 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

は提出物件を留め置くこと。

2 地方委員会は、他の地方委員会に前項第一号又は第三号の処分を囑託することができる。

3 前二項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(報告の請求)
第三十五条 地方委員会は、補償申請事件についての審理のため必要があると認めるときは、犯罪につき捜査の権限を有する機関又は公務所若しくは公私の団体に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(裁定)
第三十六条 補償の申請に対する裁定は、書面をもつて行い、かつ、理由を付さなければならぬ。

第三節 審査請求
(審査請求)
第三十七条 地方委員会の処分不服のある者は、中央審査会に対して審査請求をすることができる。

(審理の公開)
第三十八条 審査請求の審理は、口頭により、公開して行ふ。ただし、当事者(原処分をした地方委員会、審査請求人又は参加人をいう。以下同じ。)の申立てがあつたとき又は中央審査会が公開することが適切でないと認めたときは、公開しないことができる。

(裁決)
第三十九条 審査請求が行政不服審査法の規定による期間経過後にされたものであるときその他不適法であつて補正することができないものであるときは、中央審査会は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 審査請求が理由がないときは、中央審査会は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
3 審査請求が理由があるときは、中央審査会は、裁決で、当該審査請求に係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更

することはできない。

(準用規定)

第四十条 第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条の規定は、中央審査会が行う審査について準用する。この場合において、第三十四条第一項第一号中「申請人」とあるのは、「当事者」と読み替へるものとする。

(審査請求と訴訟との関係)
第四十一条 地方委員会がした処分の取消しを求める訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第四章 雑則
(申請の期限)
第四十二条 補償の申請は、その申請をすることができる時から二年を経過したときは、することができない。

(補償の免責)
第四十三条 補償を受けるべき者が、損害賠償義務者その他の者から補償事由と同一の事由につき損害賠償を受けたときは、国は、その価額の限度で補償の義務を免れる。

(損害賠償の免責)
第四十四条 国は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その価額の限度において、国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律による損害賠償の責めを免れる。

(求償権の取得)
第四十五条 国は、第三者が損害賠償の義務を負する事由につき補償を行つたときは、その価額の限度において、補償を受けた者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。

2 前項の権利の行使については、犯罪者の更生を妨げることがないように配慮するものとする。
(不正利得等の徴収)
第四十六条 偽りその他の不正の手段により補償を受けた者があるときは、地方委員会は、国税徴収の例により、その者から、補償として支給を受けた金額の額に相当する額の全部又は一部を徴収することができる。補償を行つた後に加害者が判明した場合その他新たに事実が判明した場合において、当該事実によれば当該補償を行うべきでなかつたと認められるときも、同様とする。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
(受給権の保護)
第四十七条 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。
(公課の禁止)
第四十八条 租税その他の公課は、補償として支給を受けた金額を標準として、課することができない。

(無料証明)
第四十九条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、中央審査会若しくは地方委員会又は補償を受けようとする者に対して、条例で定めるところにより、被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(犯罪行為の通報)
第五十条 犯罪行為による人の死傷があつたときは、被害者及びその近親者は、犯罪行為の日時及び場所、被害の状況その他犯罪行為に関する事項を、遅滞なく、犯罪につき捜査の権限を有する機関に通報するように努めなければならない。

(政令への委任)
第五十一条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則
第五十二条 第十条第一項の規定に違反した者

は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四條第一項第一号（第四十條において準用する場合を含む。）又は第三十四條第二項の規定による処分に違反して出頭せず、陳述をせず、報告をせず、又は虚偽の陳述若しくは報告をした者

二 第三十四條第一項第二号（第四十條において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第三十四條第一項第三号（第四十條において準用する場合を含む。）又は第三十四條第二項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十四條第一項第四号（第四十條において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して物件を提出しない者

第五十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日（以下「公布日」という。）から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、公布日以後に行われた犯罪行為に起因する負傷、疾病又は死亡については適用する。

（公布日以前の犯罪行為に係る補償）

第二条 この法律の規定は、公布日前二十年間に行われた犯罪行為に起因する負傷、疾病又は死亡についても、適用する。

第三条 前条の犯罪行為に起因して公布日前に既に負傷し、又は疾病にかかっている場合においては、第二十三條第一項の規定の適用について

は、同項中「疾病の療養」とあるのは「疾病の公布日以後の療養」と、同項ただし書中「療養」とあるのは「公布日以後の療養」と、第二十五條の規定の適用については、同条中「できない期間」とあるのは「できない公布日以後の期間」とする。

2 前条の犯罪行為に起因する負傷又は疾病により公布日前に既に後遺障害の状態にある場合においては、第二十七條の規定の適用については、同条中「傷病者」とあるのは「傷病者（公布日において日本国籍を有し、又は日本国内に住所を有する者に限る。）」と、第二十八條の規定の適用については、同条中「を控除した額」とあるのは「以後遺障害の状態になつた日の属する年の区分に応じ政令で定める倍率を乗じて得た額を控除した額」とする。

第四条 附則第二条の犯罪行為に起因して公布日前に既に死亡している場合においては、第二十九條第二項の規定の適用については、同項本文中「とする」とあるのは「で公布日において日本国籍を有し、又は日本国内に住所を有するもの（配偶者であつた者が公布日前に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたものその他政令で定める者を除く。）とする」と、第三十條第一項の規定の適用については、同項中「を控除した額」とあるのは「に死亡した日の属する年の区分に応じ政令で定める倍率を乗じて得た額を控除した額」とする。

（最初に任命される中央審査会の委員に関する特例）

第五条 この法律の施行後最初に任命される中央審査会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、第八條第二項及び第三項の規定を準用する。

2 この法律の施行後最初に任命される中央審査会の委員の任期は、第九條第一項本文の規定にかかわらず、法務大臣の指定するところによ

り、一人は一年、二人は二年、二人は三年とする。

（法務省設置法の一部改正）

第六條 法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第七條中「左の二」を「左の二に、掌る」を「つかさどる」に改め、同条第三号の次に次の二号を加える。

三の二 犯罪被害補償に関する事項

三の三 犯罪被害補償中央審査会及び犯罪被害補償地方委員会に関する事項

第十三條の二の次に次の二条を加える。

第十三條の二の二 法務大臣の所轄の下に、犯罪被害補償法（昭和五十五年法律第

第六條の事務をつかさどらせるため、犯罪被害補償中央審査会を置く。

犯罪被害補償中央審査会については、犯罪被害補償法の定めるところによる。

第十三條の二の三 法務大臣の管理の下に、犯罪被害補償法第十五條の事務をつかさどらせるため、犯罪被害補償地方委員会を置く。

犯罪被害補償地方委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表三の二のとおりとする。

前項に定めるもののほか、犯罪被害補償地方委員会については、犯罪被害補償法の定めるところによる。

別表三の次に次の一表を加える。

（別表） 三の二（第十三條の二の三関係）

名	称	位 置	管 轄 区 域
東京地方犯罪被害補償委員会	東京	東京都	東京地方裁判所の管轄区域
横浜地方犯罪被害補償委員会	横浜	横浜市	横浜地方裁判所の管轄区域
浦和地方犯罪被害補償委員会	浦和	浦和市	浦和地方裁判所の管轄区域
千葉地方犯罪被害補償委員会	千葉	千葉市	千葉地方裁判所の管轄区域
水戸地方犯罪被害補償委員会	水戸	水戸市	水戸地方裁判所の管轄区域
宇都宮地方犯罪被害補償委員会	宇都宮	宇都宮市	宇都宮地方裁判所の管轄区域
前橋地方犯罪被害補償委員会	前橋	前橋市	前橋地方裁判所の管轄区域
静岡地方犯罪被害補償委員会	静岡	静岡市	静岡地方裁判所の管轄区域
甲府地方犯罪被害補償委員会	甲府	甲府市	甲府地方裁判所の管轄区域
長野地方犯罪被害補償委員会	長野	長野市	長野地方裁判所の管轄区域
新潟地方犯罪被害補償委員会	新潟	新潟市	新潟地方裁判所の管轄区域
大阪地方犯罪被害補償委員会	大阪	大阪市	大阪地方裁判所の管轄区域
京都地方犯罪被害補償委員会	京都	京都市	京都地方裁判所の管轄区域
神戸地方犯罪被害補償委員会	神戸	神戸市	神戸地方裁判所の管轄区域
奈良地方犯罪被害補償委員会	奈良	奈良市	奈良地方裁判所の管轄区域

大津地方犯罪被害補償委員会	大津市	大津地方裁判所の管轄区域
和歌山地方犯罪被害補償委員会	和歌山市	和歌山地方裁判所の管轄区域
名古屋地方犯罪被害補償委員会	名古屋市	名古屋地方裁判所の管轄区域
津地方犯罪被害補償委員会	津市	津地方裁判所の管轄区域
岐阜地方犯罪被害補償委員会	岐阜市	岐阜地方裁判所の管轄区域
福井地方犯罪被害補償委員会	福井市	福井地方裁判所の管轄区域
金沢地方犯罪被害補償委員会	金沢市	金沢地方裁判所の管轄区域
富山地方犯罪被害補償委員会	富山市	富山地方裁判所の管轄区域
広島地方犯罪被害補償委員会	広島市	広島地方裁判所の管轄区域
山口地方犯罪被害補償委員会	山口市	山口地方裁判所の管轄区域
岡山地方犯罪被害補償委員会	岡山市	岡山地方裁判所の管轄区域
鳥取地方犯罪被害補償委員会	鳥取市	鳥取地方裁判所の管轄区域
松江地方犯罪被害補償委員会	松江市	松江地方裁判所の管轄区域
福岡地方犯罪被害補償委員会	福岡市	福岡地方裁判所の管轄区域
佐賀地方犯罪被害補償委員会	佐賀市	佐賀地方裁判所の管轄区域
長崎地方犯罪被害補償委員会	長崎市	長崎地方裁判所の管轄区域
大分地方犯罪被害補償委員会	大分市	大分地方裁判所の管轄区域
熊本地方犯罪被害補償委員会	熊本市	熊本地方裁判所の管轄区域
鹿児島地方犯罪被害補償委員会	鹿児島市	鹿児島地方裁判所の管轄区域
宮崎地方犯罪被害補償委員会	宮崎市	宮崎地方裁判所の管轄区域
那覇地方犯罪被害補償委員会	那覇市	那覇地方裁判所の管轄区域
仙台地方犯罪被害補償委員会	仙台市	仙台地方裁判所の管轄区域
福島地方犯罪被害補償委員会	福島市	福島地方裁判所の管轄区域
山形地方犯罪被害補償委員会	山形市	山形地方裁判所の管轄区域
盛岡地方犯罪被害補償委員会	盛岡市	盛岡地方裁判所の管轄区域
秋田地方犯罪被害補償委員会	秋田市	秋田地方裁判所の管轄区域
青森地方犯罪被害補償委員会	青森市	青森地方裁判所の管轄区域

札幌地方犯罪被害補償委員会	札幌市	札幌地方裁判所の管轄区域
函館地方犯罪被害補償委員会	函館市	函館地方裁判所の管轄区域
旭川地方犯罪被害補償委員会	旭川市	旭川地方裁判所の管轄区域
釧路地方犯罪被害補償委員会	釧路市	釧路地方裁判所の管轄区域
高松地方犯罪被害補償委員会	高松市	高松地方裁判所の管轄区域
徳島地方犯罪被害補償委員会	徳島市	徳島地方裁判所の管轄区域
高知地方犯罪被害補償委員会	高知市	高知地方裁判所の管轄区域
松山地方犯罪被害補償委員会	松山市	松山地方裁判所の管轄区域

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第七條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「左に」を「次に」に改め、同條第十三号の三の二を同條第十三号の三の三とし、同條第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の三の二 犯罪被害補償中央審査会委員
別表第一官職名の欄中「公共企業体等労働委員会」の常勤の公益を代表する委員を「公共企業体等労働委員会」の常勤の公益を代表する委員に改める。

理由

犯罪によりその身体を害された者及び犯罪によりその生命を害された者の遺族が置かれている生活状況並びに当該被害について不法行為責任を請求することが事実上困難である状況にかんがみ、被害者等を救済する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度及び次年度それぞれ約千七百十四億円、平年度約二百二十億円の見込みである。

十二億円の見込みである。

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

(刑事補償法の一部改正)

第一條 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第三條中「左の」を「次の」に改め、同條第二号を同條第三号とし、同條第一号中「誤らざる」を「誤らざる」に改め、同号を同條第二号とし、同條に第一号として次の一号を加える。

一 刑法第三十九條第一項、第四十條又は第四十一條に規定する事由により無罪の裁判を受けた場合

(刑事訴訟法の一部改正)

第二條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一百八十八條の二第二項を次のように改める。

次の場合には、前項の補償の全部又は一部をしないことができる。

一 刑法第三十九條第一項、第四十條又は第四十一條に規定する事由により無罪の裁判

を受けた場合

二 被告人であつた者が、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作ることにより、公訴の提起を受けるに至つたものと認められる場合

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に無罪の判決が確定した事件に係る費用の補償については、なお従前の例による。

理由

無罪の裁判を受けた責任無能力者に係る刑事補償及び裁判に要した費用の補償については、裁判所の健全な裁量によりその一部又は全部をしないことができることをする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。